

日本の速記

2025

4

No.1016



シリーズ 議会豆知識 60「議員派遣と委員派遣② — 議員派遣 —」

第 228 回速記技能検定結果

速記茶話会の報告から

文字と速記の相互運用性 ～速記史料の第三者解読～

第 5 回速記交流合宿 報告 2 参加者の声

公益社団法人 日本速記協会

巻頭言 「地方議会との関係」	
業務執行理事 佐藤 俊紀	1
シリーズ 議会豆知識 60「議員派遣と委員派遣② ― 議員派遣 ―」	
理事 内田 一夫	2
まほろば速記通信③②「日本速記協会にクラブ活動を」	
前川 純二	4
第 228 回速記技能検定結果	6
同 講評	7
同 問題文	9
速記茶話会の報告から	
文字と速記の相互運用性 ～速記史料の第三者解読～	
兼子 次生	12
TBSテレビ番組「ニノなのに」に出演しました。	
松川 ゆきえ 根津 更	18
第5回速記交流合宿 報告2 参加者の声	22
小谷征勝さん「速記あるある」本を上梓	27
令和7年度第2回臨時理事会 議事概要	28
「日本の速記」デジタル化と今後の進め方について	30
寄附のお願い	31
協会本部日誌／伝言板／編集後記	32
「あんぱん」と速記／第 229 回速記技能検定のお知らせ	

表 紙

『誕生像』

3月末に早稲田大学を卒業する弟の晴れ姿を見に行きました。先月号の巻末では早稲田大学邦文速記研究会が協会新ブロックとして発足したことを知り、全国の学生速記のみなさまが未永く速記文化と関わっていければ何よりと思いました。

大学内の會津ハ一記念博物館で昨年観た『誕生釈迦仏立像』群を参考に表紙絵を描きました。釈迦は4月8日に生まれたとのこと。

(千葉大二郎・硬軟)

■巻頭言■

地方議会との関係

業務執行理事 佐藤 俊紀

当協会はどんなことをやっているのかということで、今回は速記技能検定に触れましたが、今回は地方議会との関係について触れていきます。

当協会が行っている事業のうち、地方議会と関係が深いものとして研修会の実施、会議録作成講座、用字例を挙げる事ができると思います。まず当協会主催の研修会「全国議事記録議事運営事務研修会」を取り上げたいと思います。この研修会は昭和二十四年に第一回が開かれて以降、内容や名称を改めつつ回を重ね、昨年の研修会は第七十六回ということになります。

最近、基本的に二日間の日程で、

一日目が講演と自由参加の質問コーナー、二日目が分科会とその結果発表、講師という構成を取っています。平成三年からは会場参加以外にオンラインでの参加も可能になりました。

た。このところ会場参加・オンライン参加合わせて百七十人前後の参加を得ています。

地方議会で速記者が大幅に減少している今日、会議録の作成を担っているのは執行機関（首長部局）との間の人事異動で議会の事務局に配属された人たちが大多数であると思われます。内製するにしろ外注から戻ってきたものをチェックするにしろ、話し言葉の文字化という作業にはとまどうことも多々あると思います。

研修では、会議でなされたまぎに話し言葉である発言を会議録の形にまとめ上げていく上での留意点、参考となる知見・ノウハウなどについて

て実務経験豊かな講師が解説を行うほか、議事運営に関する事項についても全国都道府県議会議長会事務局OBの方の協力を得て時宜に即したテーマについての講演、実際の事例等について質問に答える形での解説などを行っています。

会場の様子を見てみると、講演に真剣に聞き入るばかりでなく、開会に先立つ名刺交換の時間や分科会などの場でそれぞれの議会の実情などについて熱心に情報交換する場面が多く見られ、主催者側として開催してよかったなという思いが募ります。

また寄せられた質問やアンケートにはハッとさせられることも多く、まだまだ勉強することが多いなということを痛感させられます。

協会として果たしていかねばならない役割はまだまだ尽きないと思われる研修会でもあります。

シリーズ ■議会豆知識 60

議員派遣と委員派遣②

― 議員派遣 ―

今回は前回の続きで議員派遣について考えてみたいと思います。

委員派遣は委員会としての派遣ですが、議員派遣は議会として議員を派遣することになります。職員の出張に該当しますが、議員の場合は出張を命令する雇用主はいないので議会が議決することで命令に代えることとなります。

前回考察した委員派遣制度は、地方自治法百九条の委員会は「調査」を行うことができる、という規定を根拠として実施可能とされており、会議規則

は派遣の手続きを定めたものです。

それに対し議員派遣制度は、平成十三年まで地方自治法にも会議規則にも明文化されていませんでした。これは派遣ができないという解釈だったのでなく、国会にも同様の制度があることから、議会内で議会運営委員会の決定など所要の手続きをとることにより可能と解釈されていました。

しかしながら、議会としての視察が閉会中に行われることが一般的であることもあり、法的根拠がない議員派遣は違法であるとし、訴訟や住民監査請求がたびたび提出されました。このような状況を打開するために平成十三年に地方自治法が改正され現在の制度が実現しました。

地方自治法は、「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣す

ることができる。」(百九条十三項)と規定し、細則を会議規則に委任しています。「議会は、・・・議員を派遣することができる。」としていることから、派遣のためには議会の議決が必要です。

「議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるとき」の「その他」をどのように解釈すべきでしょうか。法文上は、審査又は調査との関連性が要求されるものではないと読めますが、議会の最も重要な役割が議案の審査又は当該団体の事務の調査にある以上、一般的に議会の役割として要求されている事項に係るものである必要がある、いやしくも議会の役割として一般に容認されないような内容についての派遣は認められないと考えるべきです。

委任を受けた会議規則ですが、標準では「①法第百条第十三項の規定により議員を派遣しようとするときは、議

会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。②前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならぬ。」としています。

原則的には議決が必要ですが、緊急を要する場合は議長が決定できることとしています。実は標準会議規則改正に当たり、議長会としては閉会中は議長が決定してもよいのではないかと考えていました。その方向で総務省と協議しましたが、総務省は、「議長決定は例外的措置であり、単に閉会中という時間的な条件のみで、広範に議長の決定権を認めることは法の趣旨を大きく逸脱することとなり、不適当である」とし、緊急時のみに限定されました。したがって閉会中であっても緊急性がなければ議長決定はできないこととなります。

緊急を要する場合の解釈としては、本来的には、災害など緊急事態の発生に対応した派遣決定等が想定されますが、それ以外にも、例えば、会期中には具体的な内容が決まっていない海外派遣について、閉会中に具体的派遣内容が決定し、これに参加する場合なども想定され、緊急事態の発生等派遣の理由となる内容の緊急性だけでなく、決定時期の緊急性をも含んで解することができるものとされています。なお、この運用にあたっては、議長において決定する必要性を説明できるよう留意すべきです。

また議決の方法としては、一年分の派遣内容が予め決まっている場合には、一年分をまとめて議決することも可能です。

議長が会議に参加する場合も議員派遣の手続きが必要か、という問題があります。議員派遣が制度化される前から議會を代表する會議への参加は公

務災害に該当するという解釈を総務省は示していましたので、派遣の手続きを行わなくても公務と解釈できると考えます。しかしながら、総務省は議員派遣の法文を形式的に解釈しており、議長も例外としていないようなので注意を要します。

議員派遣も委員派遣同様、その必要性を十分検討するとともに、成果を住民に明らかにしていくことが必要です。これも議會の見える化の一環です。

理事 内田 一夫

元全国都道府県議会議長会
事務局次長 議事調査部長

次回は「質問通告」を予定しています。

小谷征勝さん「速記あるある」本を上梓

小谷征勝さん（阪神ブロック長、協会シニアアドバイザー、元理事）が『誤記・誤用 言葉に気づき倍速記～メモ・ノート、文字起こし、字幕 etc.～』を上梓されました。（発行所は株式会社文芸社）

小谷さんは、神戸市議会の職員として約 40 年間速記を担当された実務家であるとともに、新式速記を開発するなど研究家でもあり、速記界の重鎮と言える方です。

その方が御自身の経験を基に「速記（発言記録）あるある」をまとめられたのですから、本書は間違いなく面白いと太鼓判を押せます。

その一部を紹介しますと……。

- ①聞き間違いの例 「行政 ⇒ 情勢」（子音の類似 g-z）
- ②書き間違いの例 「都市消火栓 ⇒ 都市小河川」（国会会議録）
- ③言い間違いの例 「売上ののり代 ⇒ 売上の伸び代」（企業経営者）

このたった3つの例をただで、速記・記録作成者なら誰でも、「あるある」「気をつけなきゃ」と感じると思います。

そして、本書の後半では「倍速記」を提唱されています。

要するに、手で文字を書く速さは1分間で80～90字ですが、それを数倍にする倍速記を使えば、生活の中で「書く時間」を短縮でき、「新たな時間」を生み出せるはずと発信されています。

小谷さんは、発行に当たって、「誤りのない正確・適切な言葉への気づきを提供できれば」と述べておられます。

本書は、速記・記録作成者のみならず、一般の方々にも、日本語を正確に使いこなすヒントを与えてくれるものであると思います。

ぜひ皆さんにもお読みいただきたく、お勧めします。

*定価は、本体1200円＋税です。

*購入は、書店またはブックサービス（0120-29-9625）、セブンネットショッピング（<https://7net.omni7.jp/>）等でお願ひします。

（編集部より）

「日本の速記」デジタル化と今後の進め方について

前号「日本の速記」2・3月号で、協会財政の現状、日本速記協会の存在意義、「日本の速記」の在り方等について触れさせていただきました。

その後、協会理事会・事務局を中心に「日本の速記」のHPへの掲載方法、冊子でお送りしている「日本の速記」の削減をどの程度お願いするか、またそれに関する皆様の御意向をどう伺うか等について検討を重ねているところです。以下、現状の検討状況について説明させていただきます。

HPへの掲載方法について

本をめくるようなというわけにはいかないものの、極力違和感のない形で掲載できればと考えています。準備ができ次第、サンプル的なものをHPに掲載する予定です。なお正式に掲載する際にはパスワードを設定することになります。こちらについても検討を進めています。

冊子「日本の速記」送付数減のお願い

◎職場単位・事業所単位でお送りしているところ

保存・回覧用等を除き、協会HPで御覧いただく形にしていただければ幸いです。御意向を確認させていただきます。

◎個人単位でお送りしているところ

御意向を確認させていただきます。協会HPで御覧いただく旨お知らせいただいた方については、準備ができ次第、送付を取りやめさせていただきます。冊子を希望される方については従来どおりお送りいたします。

◎寄贈しているところ

冊数の削減をお願いする方向で考えています。

◎年間購読者

当面現状どおり冊子をお送りいたします。

御意向の確認方法について

「日本の速記」5月号に意向確認のはがきを同封する予定です。QRコードを利用する等によって、はがきを返送いただくなくても御意向を確認できる方法を考えたいと思っています。

寄附のお願い

公益社団法人日本速記協会

理事長 保坂 正春

日本速記協会は、速記の普及並びに歴史・文化の継承とともに、正確な発言記録の作成を支援する活動を行っています。

しかしながら、これらの活動を支える会費収入は年々減少しております。

速記を未来につなげていくために、広く皆様方よりご寄附によるご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◎寄附金振込先

- ・郵便局（ゆうちょ銀行）からお振込みの場合

番号 00110-2-53583 加入者名：公益社団法人 日本速記協会
※振込票の「通信欄」に「寄附」と記載してください。

- ・銀行からお振込みの場合

みずほ銀行 町村会館出張所

普通預金 1001509 公益社団法人 日本速記協会

◎領収書の発行について

寄附金拝受後に「領収書」と「税額控除に係る証明書」を郵送します。

領収書の発行日は、寄附金の入金日となります。

◎税制上の優遇措置について

公益法人へ寄附を行った場合、寄附金の額に応じて個人または法人の所得から一定額を控除する等の税制上の優遇措置が設けられています。

◎問合せ先

公益社団法人日本速記協会 事務局

〒171-0033 東京都豊島区高田 3-10-11 KG ビル4階

Tel : 03-6205-9701 Fax : 03-6205-9702

e-mail : info@sokki.or.jp

『あんぱん』と速記

漫画家やなせたかしさんの妻、暢（のぶ）さんをヒロインのモデルに据えたNHKの連続テレビ小説「あんぱん」が、3月31日から始まりました。主役の「朝田のぶ」を演じるのは今田美桜さん（28）。暢さんは高知新聞で初の女性記者でした。

今田さんはインタビューで、「新聞社の話はこれから撮りますが、今は速記を勉強中です。ふにゃふにゃした文字で、メモを取るというのがすごすぎる。速記は暢さんが道を開いていく大きな武器になった。速記のシーンも見どころの一つです」と答えています。

今田さんは、吹き替えなしで「速記」に挑んでいます。ちなみに、技術指導はNHKの要請を受けて当協会の中根理事が当たっています。「のぶ」と速記の出会いは第13週あたりから始まるようです。

【NHK朝ドラ公式】連続テレビ小説「あんぱん」。“アンパンマン”を生み出したやなせたかしと暢の夫婦をモデルに、生きる意味も失っていた苦悩の日々と、それでも夢を忘れなかった二人の人生。何者でもなかった二人があらゆる荒波を乗り越え、“逆転しない正義”を体現した『アンパンマン』にたどり着くまでを描き、生きる喜びが全身から湧いてくるような愛と勇気の物語です。

日本の速記 2025年4月号

発行日 令和7年4月1日
発行人 保坂 正春
編集人 保田 良春
発行所 公益社団法人 日本速記協会
〒171-0033
東京都豊島区高田 3-10-11 KGビル4階
電話 03(6205)9701 FAX 03(6205)9702
Eメール info@sokki.or.jp <https://sokki.or.jp/>
印刷所 日本印刷株式会社 〒170-0013
東京都豊島区東池袋 4-41-24 東池袋センタービル

第229回速記技能検定のお知らせ

☆日 時 令和7年5月25日(日)

・東京・大阪以外の会場

全級

受付12:00～ 検定開始13:00

・東京・大阪(午前・午後実施)会場

午前

3・5級

受付10:45～ 検定開始11:30

午後

1・2・4・6級

受付12:55～ 検定開始13:40

検定会場と開始時刻は、受験票でよく確認してください。

☆試験級 1級から6級まで全級実施

☆試験地 札幌、盛岡、東京、名古屋、大阪、福岡

☆受験料 1級 6,000円 2級 5,000円 3級 4,000円

4級 3,000円 5級 2,500円 6級 2,000円

☆受付期間 4月1日～5月10日(必着)

※検定会場の事情が許せば、検定当日の申込みもできます。

必ず事前に協会にお問い合わせください。

☆朗読速度・朗読時間・反訳時間等一覧表

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
分 速 (字)	3 2 0	2 8 0	2 4 0	1 8 0	1 2 0	8 0
朗読時間 (分)	1 0	1 0	5	5	5	5
総 字 数 (字)	3 2 0 0	2 8 0 0	1 2 0 0	9 0 0	6 0 0	4 0 0
反訳時間 (分)	1 3 0	1 3 0	6 0	6 0	6 0	6 0
正 確 度 (%)	9 8	9 8	9 7	9 7	9 6	9 6
許容失点 (字)	6 4	5 6	3 6	2 7	2 4	1 6

☆合格者の登録・認定等

・合格者は、協会備付けの合格者名簿に登録する。

・合格者は、履歴書の「資格」欄へ以下のように記載できる。

「○年○月○日 文部科学省後援、日本速記協会認定第○回速記技能検定○級合格」

・1級合格者、2級合格者をそれぞれ「1級速記士」、「2級速記士」と認定する。

また、本人の申請により、「1級速記士証」、「2級速記士証」を交付する。

☆次の検定予定

第230回 令和7年8月31日(日) 長岡、東京、名古屋、大阪

☆問合せ先

〒171-0033

東京都豊島区高田3-10-11 K Gビル4階

公益社団法人 日本速記協会

電話 03-6205-9701

e-mail info@sokki.or.jp